

令和3年9月28日

各社会教育施設長 様

生涯学習部長

緊急事態宣言解除に伴う県立社会教育施設の対応について（通知）

このことについて、令和3年9月9日付け生涯学習部長通知により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた県立社会教育施設の対応について通知したところです。本日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年9月30日をもって終了されたことを受け、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が廃止され、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が改定されました。

県教育委員会の対応としては、引き続き10月24日まで、博物館及び美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館については閉館時間を19時までとして開館することとします。なお、講座等については、原則、延期・中止とし、開催する場合は、オンライン開催を基本とします。

本県の新規感染者は減少傾向にありますが、段階的な緩和の期間中についても、引き続き感染防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先

生涯学習課

調整グループ 栗原、比留間

電話 045(210)8337(直通)